

令和6年度意見報告書

(山口県事業)

令和6年11月20日

山口県公共事業評価委員会

I 審議の概要

1 対象事業

(1)再評価

事業者が実施した 15 件の対象事業について審議した。

実施理由の内訳は、事業採択後 10 年間が経過したことによるものが 1 件、再評価実施後 5 年間が経過したことによるものが 12 件、社会経済情勢等の変化によるものが 2 件となっている。

事業者が示した対応方針案は、すべて「継続」となっている。

令和 6 年度再評価対象事業件数

件数	実施理由			事業者の対応方針(案)		
	事業採択後 10 年間が経過	再評価実施後 5 年間が経過	社会経済情勢 等の変化	継続	見直し継続	中止
15	1	12	2	15	0	0

(2)事後評価

事業者が実施した 5 件の対象事業について審議した。

事業者の示した対応方針案は、すべて「改善措置及び再度の事後評価の必要性は見受けられない」となっている。

2 審議経過

委員会を 5 回開催し、すべての対象事業を個別に審議した。

また、現地視察を実施し、再評価 7 件、事後評価 1 件、計 8 件について、現地の環境や状況を確認した。

Ⅱ 結 論

1 再評価

事業者から提出された資料及びその説明並びに現地調査に基づき、事業の必要性や投資効果、進捗状況等について審議を重ねた結果、事業者の示した「継続」との対応方針案はいずれも妥当と判断する。

2 事後評価

事業者から提出された資料及びその説明並びに現地調査に基づき、事業効果や改善措置の必要性等について審議を重ねた結果、いずれの事業も事業効果の発現が確認されたので、事業者が示した「改善措置及び再度の事後評価の必要性は見受けられない」との対応方針案は妥当と判断する。

Ⅲ 意 見

1 全般事項

(1) 事業実施等

ア 事業の実施について

公共事業は、限られた財源を有効活用し、その効果を確実に発揮する必要がある。また、公共事業を取り巻く環境は、以前にも増して厳しくなっている。

これらを踏まえ、県民サービスの向上、説明責任の観点から、以下のことに配慮すべきである。

事業実施にあたっては、緊急性、必要性及び費用対効果等を厳格に精査するとともに、近年の資材価格の上昇などの社会経済情勢の変化や気候変動の影響などに柔軟に対応しつつも効率的に事業を進めることで、早期にその効果を発現させる必要がある。

イ 地元及び関係機関との調整について

公共事業の推進にあたっては、地元や関係機関の協力が不可欠であることから、以下のことに配慮すべきである。

地元との合意形成、関係機関との計画調整等を綿密に行い、引き続き、早期完成に向けて事業を円滑に推進する必要がある。

ウ 事業計画について

事業費の増加や事業期間の延長を行う事業が見受けられたことから、以下のことに配慮すべきである。

事業計画の策定にあたっては、大幅な費用増加や事業期間の延長等が極力生じないように、過去の事例や新しい知見を踏まえ、可能な限り、地質等の現場条件の把握に努めるとともに、関係機関との計画調整を行う必要がある。

エ 施設の維持管理や利用促進について

事業完了後も、将来にわたって施設の機能や整備効果が確実に発揮できるよう、以下のことに配慮すべきである。

施設の適切な維持管理や、継続的な利用促進に向けた取組を積極的に行っていくことが必要である。

オ 事業効果の情報発信について

事業により得られる効果やその発現状況について、県民の理解が一層深まるよう、以下のことに配慮すべきである。

事業目的や効果の発現状況については、県民に効果的に伝わるよう適切な情報発信ツールを用いながら、より分かりやすい広報に努めていく必要がある。

(2) 防災・減災対策について

本年も、能登半島地震をはじめとした大規模な自然災害が頻発しており、県内においても大雨による災害で甚大な被害が発生した。

これらのことを踏まえ、以下のことに配慮すべきである。

いつ起こるかわからない自然災害から県民の生命と財産を守るため、効果的かつ計画的なハード整備を進め、災害時において適切な対応がとれるよう関係者が連携して分かりやすい情報発信を行い、地域防災力の向上に努めていく必要がある。

(3) 事業評価手法について

事業評価の実施にあたっては、社会経済情勢の変化を考慮して、より適正で客観的な判断ができるよう、以下のことに配慮すべきである。

国が策定したマニュアルに基づく全国統一的な評価に加えて、県民が理解しやすいよう、様々なデータを活用し、事業の特性を踏まえた便益も示しながら、県民に事業の必要性や効果を明確に説明できるように努める必要がある。

(4) 環境対策について

従前の生態系や水質、景観等が可能な限り維持されるよう、以下のことに配慮すべきである。

事業の実施にあたっては、事業効果の発現と環境保全との両立を図るという観点から、事業計画策定時において環境への影響を適切に評価するとともに、最善の対策を講じる必要がある。

2 個別事業

各事業において、今後留意すべき事項は、以下のとおりである。

(1) 道路・河川事業

工事実施段階での大幅な事業費増加や事業期間の延伸がないよう、地理的条件を踏まえた適切な事前調査により地質状況の把握に努めるとともに、関係機関との調整を十分に行う必要がある。

(2) 街路事業

街路事業の効果については、引き続き、県民の理解が深まるよう分かりやすい説明に努めることが重要である。

(3) ダム事業

ダム事業は他の事業に比べて事業費が大きく長期間に及ぶため、実施設計段階において、物価上昇や地質リスクなど変動要因を見込むとともに、コスト縮減を図りながら適切な事業費及び事業期間を設定し、計画的に事業を進めていく必要がある。

(4) 海岸高潮対策事業

高潮対策の事業の執行にあたっては、地元や関係機関と密に調整を図り、早期完成に向けて事業を円滑に推進する必要がある。

(5) 農業農村整備事業

継続的な担い手確保やスマート農業の推進などにより、消費者が期待する高品質で安心な農産物の安定供給に寄与する農地整備の効果を持続的に発揮する必要がある。

(6) 林道開設事業

林道整備は森林整備に重要な役割を果たしており、防災にもつながることから、適切に施設を維持管理していく必要がある。

令和6年度 再評価対象事業一覧

1 県事業(15事業)

(1)山口県 土木建築部 道路建設課所管

番号	事業名	実施理由	事業者の 対応方針(案)
1	一般国道491号下小月バイパス 道路改築事業	再評価実施後、 5年間が経過	継続
2	主要地方道光柳井線 道路改築事業	再評価実施後、 5年間が経過	継続
3	主要地方道岩国玖珂線 道路改築事業	再評価実施後、 5年間が経過	継続
4	主要地方道岩国大竹線 道路改築事業	変化	継続

(2)山口県 土木建築部 河川課所管

番号	事業名	実施理由	事業者の 対応方針(案)
1	島田川 広域河川改修事業	再評価実施後、 5年間が経過	継続
2	榎野川 広域河川改修事業	再評価実施後、 5年間が経過	継続
3	厚狭川 広域河川改修事業	変化	継続
4	大内川 総合流域防災事業	再評価実施後、 5年間が経過	継続
5	有帆川 総合流域防災事業	再評価実施後、 5年間が経過	継続
6	田布施川 周防高潮対策事業	再評価実施後、 5年間が経過	継続
7	切戸川 周防高潮対策事業	再評価実施後、 5年間が経過	継続
8	前場川 周防高潮対策事業	再評価実施後、 5年間が経過	継続
9	大河内川ダム 深川川総合開発事業	再評価実施後、 5年間が経過	継続

(3)山口県 土木建築部 港湾課所管

番号	事業名	実施理由	事業者の 対応方針(案)
1	平生港 田布施地区 平生地区 海岸高潮対策事業	再評価実施後、 5年間が経過	継続

(4)山口県 農林水産部 農村整備課所管

番号	事業名	実施理由	事業者の 対応方針(案)
1	農業競争力強化農地整備事業 (農地整備事業(経営体育成型))黒湯地区	事業採択後、 10年間が経過	継続

令和6年度 事後評価対象事業一覧

1 県事業(5事業)

(1)山口県 土木建築部 道路建設課所管

番号	事業名	事業期間	事業者の 対応方針(案)
1	主要地方道岩国大竹線 道路改築事業	H24～R1	改善措置および 再度評価必要なし

(2)山口県 土木建築部 都市計画課所管

番号	事業名	実施理由	事業者の 対応方針(案)
1	都市計画道路中央通り線 街路整備事業	H15～R1	改善措置および 再度評価必要なし
2	都市計画道路新山口駅長谷線 街路整備事業	H25～R1	改善措置および 再度評価必要なし

(3)山口県 農林水産部 森林整備課所管

番号	事業名	実施理由	事業者の 対応方針(案)
1	県営林道開設事業 白滝線	S62～H30	改善措置および 再度評価必要なし
2	県営林道開設事業 高岳線	S59～H30	改善措置および 再度評価必要なし